

別記 (三)

覺書

基本御金壹圓値下ルル事
車輛故障引込ニ時附認ムルコト (三時附以上人控除ノ事)
五日以上ノ支勤ノ際夜車替ヘラナス事アルビシ
各軍ノ規定ノカソリシテ給油スルコト
賞與ノ件
保託金完納者 拾圓也
全米完納者 五圓也
個シ三十一年度フオード八十四日積勤ノ事 赤字ノモノハ保託金ニ入金ノ
コト

右覺書依テ如件
昭和九年三月三日

立令人 渡辺 寛 印

常務理事

労働部長

事務主任

芳松 茅 七三八 辨
昭和九年四月七日

事務大臣 山本 達雄 殿
社會 局 長 官 殿

近藤 高志 自動車部ノ労働争議ニ関スル件

要旨

本年三月發生ノ争議解決後事業主側ハ車輛ハ台三輛車也ル為ノ上之者ノ就業不能
運轉ヲ生シ三二不油ノ故事業主側ハ四月五日ヨリ労働同盟ノ應援ヲ得テ争議團本部
ヲ下谷區南箱崎町所在ノ吉沢ビル敷ニ置キ事業主ト交渉セル結果今日午九時
四月一日ヨリスヘアニ対シ屋平子月ノ月給ヲ支給ス以下四個月ノ條件ヲ以テ貴書件ヲ解決セリ

標記近藤商店ニ於テハ使用運轉手ノ担当車輛整理問題ニ端ヲ拵テ
労働争議發生(解決)セルカ狀況尤記ノ通リニ有之

發言視總監 近藤 高志 印

發生 四二 解決 四二
使用労働者 七七
争議参加者 一六
関係労働組合 親友會
日本労働同盟

4.11
12.5.41

11